

生徒生活心得

本校生徒は本校教育の本旨を体得して心身の健全な発達に努めるとともに、自主的精神を養い、健康の増進・学業の進歩・校風の振興に努めること。

(1) 通 学

- ① 遅くとも始業5分前までには登校すること。
- ② 通学の途上その他、交通道徳をよく守ること。
- ③ 原付による通学は、一定の条件を満たした者のみ許可する。自転車のドロップハンドルは禁止する。
- ④ 通学距離1 km以上は自転車通学を許可する。
- ⑤ 休日に学校の施設、設備を使用する者は、事前に学校に届け出ること。

(2) 校内生活

- ① 登校から下校まで無断で校外に出ることは許されない。ただし何らかの事情がある場合には、担任より「通院・外出許可証」をもらい外出すること。
- ② 欠席は必ず保護者を通じて担任に届けること。
- ③ 早退する場合は、「早退届」に記入し、担任の印をもらうこと。
- ④ 自転車、靴、傘等は所定の場所に整理しておくこと。
- ⑤ 所持品にはすべて明瞭に記名すること。
- ⑥ 物品や金銭を紛失したり、盗難にあった場合は、「紛失・盗難届」を提出すること。
- ⑦ 教室の担当箱の整理、整頓に心がけること。
- ⑧ 生徒は担当教師より先に入室し、学習の準備をして持つこと。

- ⑨ 自習の場合は、所定の教室で静かに自主的に学習し、他に迷惑をかけないようにすること。
- ⑩ 掃除は、割り当てられた掃除区域は責任をもってやり、環境美化に心がけること。
- ⑪ 下校時間は午後7時とし、特に用事がないものは速やかに帰宅すること。
- ⑫ 携帯電話・スマートフォン等の校内持ち込みについて、基本的には勉学に必要なではないため学校に持ち込む必要はない。

ただし、諸事情により携帯電話・スマートフォン等を持ち込まなければならない場合は、保護者確認の上、以下の注意事項を厳守しなければならない。

＜校内持ち込みの注意事項＞

- イ 校内での使用は禁止する。
- ロ 校内では電源を切っておく。
- ハ バッグにしまい校内では触らない。
- ニ 校内での保管は各自責任をもつこと。
- ホ 校外での使用に関しては、歩きながらや自転車に乗って使用するなど絶対しない。
- へ 違反した場合は、学校の指導に従うこと。

また、家庭での使用については午後10時以降禁止とする。

(3) 服 装

- ① 服装は常に端正・清楚に心がけ生徒としての品位を保ち他人に不快の感を与えないようにすること。
- ② 制服は次の様に規定する。
 - イ 男子制服（本校指定の標準服）
 - 冬・・・黒色学生服上衣（校章・名字刺繍入）、長ズ

ボン（校章刺繍入）、本校々章入り五つボタン、飾ボタン、留金もすべて本校々章入りのもの、左襟に本校バッジ、右襟に学年章をつける。襟にはラウンドパーマカラー付。

夏……黒長ズボン、本校指定のシャツとする。
本校バッジ、学年章は、つける必要はない。
尚、襟のストライプの色は、当該学年で指定する。

ロ 女子制服

冬……紺色テーラードカラー型背広、ジャンパースカート、白カッターシャツに所定のエンジ色ネクタイ、左胸上に本校バッジ、学年章をつける。内側に名字の刺繍を入れる。

夏……白色無地のセーラー型オーバーブラウスに、紺色腰スカート、左胸上に黒台布につけた本校バッジ、学年章をつける。

③ 学校行事および学校教育の延長（部活動等）として行動する場合は制服とする。

④ 厳冬期は本校所定（もしくは中学時）のボックスコート及びPコート（色は黒・紺）を着用してよい。なお、原則として廊下・教室での着用は認めない。病気等の場合は担任及び授業担当者の許可を得て着用すること。

セーターを着用する場合は、黒、紺のみとする。袖は袖口から出すぎないこと。

⑤ 式典時の靴下は男女とも学校指定（白・紺色マーク入り）とする。女子がタイツを使用する場合は、無地の黒色とする。

- ⑥ マフラー（ネックウォーマー）、手袋などの防寒具は通学途中では着用できるが廊下や教室内での着用は禁止する。
- ⑦ 男子のズボンは、極端に巾をせまくしたり、広くしたりしたものを着用することは禁止する。
- ⑧ 靴以外のはきものでの登校は出来ない。ただし怪我等の場合は学校の許可を得れば着用してもよい。
校内で使用するスリッパは学校規定のものを使用すること。

(4) 頭 髪

- ① 頭髪は常に清潔にし、華美にならないようにすること。染色・脱色・パーマなどの特異な髪型は認めない。また、髪の変色等の原因ともなるのでヘアアイロンの使用も認めない。
男子は、襟足を伸ばすなどのロングヘアにしないこと。女子は、髪が肩にかかる場合には、黒または紺のゴムで結ぶこと。

(5) 交通安全・交通事故防止

- ① 交通道徳を守り、交通法規を無視したり、事故を起こしたりしないように、充分注意すること。
- ② 原付バイクについて
イ(1)原付バイクによる通学は、原則として学校から12km～30kmで、バス利用では朝課外に間に合わない者及び部活動等の事情で帰りのバスに間に合わない者にのみ許可する。

(2) 次の地区は原則として、該当地区となる

- a. 元五和東中方面の「若宮大橋」以遠
- b. 元五和西中方面の「五和西中」バス停以遠

- c. 苓北方面の坂瀬川鶴地区及び苓北町
 - d. 福連木・下田方面の鶴野々～下田南（高浜・大江・軍ヶ浦は除く）
 - e. 栢宇土・河浦方面の亀川ダム～河浦町全域（崎津は除く）
 - f. 新和方面の大宮地以遠
 - g. 有明・松島方面の「小島子」バス停～松島町今泉
 - h. 栖本トンネル以遠
 - i. a～h以外の者で、特別な事情がある者
- ロ 原付バイクの運転免許は、所定の手続き完了後取得できる。ただし一年生は三学期の三月以降許可する。尚、免許試験のための欠席は認めないので、長期休暇等を利用すること。

③ 自転車通学について

通学距離が片道1kmを超える者で、「自転車通学許可願」及び「整備点検済証明書」を提出した者について許可する。ただし、校外で活動（練習）する部活動生についてはこの限りではない。尚、許可願と証明書は二、三年生は始業式までに、一年生は入学式当日に提出する。

④ 自動車の免許取得について

自動車の運転免許は、進路が決定した三年生のみ、学年末考査終了後許可する。この場合、保護者、本人、担任三者で相談の上、所定の手続きをすること。

尚、本検受検は卒業式以降許可する。

⑤ 自動二輪の免許取得は、自動車免許取得に準ずる。

⑥ 特別指導要項

イ 無免許運転、スピード違反、自動二輪、原付の

二人乗り、飲酒運転、信号無視、一時停止違反等交通法規に違反した者は、嚴重な指導をする。

ロ 上記以外で、ヘルメット無着用、無許可の單車通学、無許可の免許取得等も、特別の指導をする。

ハ 原付の賃借はしてはならない。

ニ 違反や事故が重なった場合や、同じ違反や事故を繰り返した場合には、処置を厳しくする。

ホ 原付等を運転して事故を起こした場合は、事故の内容、責任の種別等によって、審議により指導処置を決定する。

ヘ 自転車の二人乗り、雨天時の傘さし運転、並進、日没後の無灯火、その他、交通ルールを守らない者は、特別の指導をする。

ト 警察官等に補導されたり、事故を起した場合には、速やかに学校に連絡報告すること。

(6) 校外生活

① 興行物観覧

夜間の興行物観覧は禁止する。ただし場合によっては特に学校より許可する場合がある。昼間は特に禁止したもの以外は自由観覧ができる。

② 旅行、登山、ピクニック、ハイキング、サイクリング、アルバイト、諸会合は所定の様式により届け出て許可を受けること。その際必ず適当な指導者を必要とし保護者の許可を要する。

③ 各種遊技場(パチンコ店、インターネットカフェ、ゲームセンター等) やアルコールを出す飲食店への出入りは禁止する。

④ 飲酒喫煙はいかなる理由を問わず禁止する。

- ⑤ 対外的な社会活動及び、ショー、コンテストへの参加は、事前に所定の様式により届け出て許可を受けなければならない。
- ⑥ カラオケボックス立入は保護者同伴のみ許可する。
(兄弟姉妹等との立入は禁止)
- ⑦ その他、生徒として節度のある行動、態度を保持すること。

以上の事項は生徒生活心得の一部を示したものである。毎日の生活は計画をたて、目標を定め充実した過ごし方をするよう心掛け、所期の目的を達成するよう努力すること。

本校生徒として校則を守れなかった場合は、反省をうながすため適当な指導処置を行う。